

公告第 2025-11 号
令和 8 年 3 月 27 日

被保険者各位

キオクシア健康保険組合
理事長 沖代 恭太
(公 印 省 略)

組合規約の一部変更について

当健康保険組合の規約につきましては、令和 8 年 3 月 2 日開催の第 15 回組合会で議決され、関東信越厚生局長から変更の認可がおりましたので、下記のとおり一部変更いたしましたので、お知らせします。

記

新条文	旧条文
(保険料及び調整保険料の負担割合) 第 44 条 一般保険料額及び調整保険料額の <u>79.7 分の 44.85</u> は事業主、 <u>79.7 分の 34.85</u> は被保険者において負担する。 (少数点以下第 4 位を四捨五入する。) 附 則 (<u>施行期日</u>) <u>この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行 する。</u>	(保険料及び調整保険料の負担割合) 第 44 条 一般保険料額及び調整保険料額の <u>82 分の 46</u> は事業主、 <u>82 分の 36</u> は被保険者 において負担する。 (少数点以下第 4 位を四捨五入する。)

以 上